4月分の掛金請求にかかわりますので、期限内に必ずご提出ください！

鹿児島県学校生活協同組合御中

「グループ共済」・「きずな」
退職後継続確認書（回答書）
提出締切日：2027 年 2 月 20 日（金）必着

※「郵送」か「FAX（0120-15-3194）」か「連絡フォーム」にてご提出ください

2027 年3月末に退職予定の方は、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

※　自己都合などご連絡がなく書類のお届けが遅れた場合は、速やかにご提出ください。

記入日　　年　　月　　日

職員番号	氏名	所属所名（学校名）	所属所コード
退職後のご連絡先	〒 ご住所	TEL：	

■退職後の取り扱いについて、いずれかの欄に〇印をご記入ください。

〇印を記入	選択内容	お手続き
	グループ共済・きずなを 継続します	保険料引落口座のお手続きをお願いします。**ゆうちょ銀行か九州労働金庫** 上記口座をお持ちでない場合は、毎月郵便局での払込取扱票を送付します。 再任用ご希望で給与引きが可能な所属所勤務の場合は、ご連絡ください **●学校生協の「退職組合員申込書」継続をご提出ください。**
	グループ共済・きずなを 継続しません	⇒2027 年3月末で全部解約（脱退）となります。 ※2027 年1月～3 月の保険期間分の配当金の還付はありません。 **●学校生協の「脱退届兼出資金払戻請求書」脱退をご提出ください。**

《グループ共済・きずな各制度の退職後のお取り扱いについて》

●グループ共済制度は学校生協団体扱いで最長 75 歳まで継続することができます。
　退職後継続を選択した場合、2027 年 12 月末まで加入となります。

●今後、更新の案内はご自宅へお届けいたします。【2027 年 8 月中旬頃（予定）】
　再任用で勤務される方で生協へ連絡があった方へは、所属所へ更新案内が届けられます。

連絡フォームでの回答はこちらから

※「就業不能サポート制度」「所得補償制度」「健康づくりサポート」は退職後継続できません。⇒2027 年3月末にて脱退となります。

※退職後の継続は、補償の増額の変更はできません。（減額・解約可）

※制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

【お問合わせ先】鹿児島県学校生活協同組合　〒892-0852 鹿児島市下竜尾町3番１号
グループ共済担当　TEL:099-225-2666

4月分の掛金請求にかかわりますので、期限内に必ずご提出ください！

記入見本

（赤字部分をご記入ください）

鹿児島県学校生活協同組合御中

「グループ共済」・「きずな」
退職後継続確認書（回答書）
提出締切日：2027 年 2 月 20 日（金）必着

※「郵送」か「FAX（0120-15-3194）」か「連絡フォーム」にてご提出ください

2027 年3月末に退職予定の方は、必ずご提出いただきますようお願いいたします。

※　自己都合などご連絡がなく書類のお届けが遅れた場合は、速やかにご提出ください。

記入日　2026 年　1 月　15 日

職員番号	氏名	所属所名（学校名）	所属所コード
123456	生協　太朗	鹿児島市立 照国小学校	987654
退職後のご連絡先	〒 892-0861　TEL：090-1234-5678 ご住所　鹿児島市山下町 4-18　アルファマンション 888 号室		

■退職後の取り扱いについて、いずれかの欄に〇印をご記入ください。

〇印を記入	選択内容	お手続き
〇	グループ共済・きずなを 継続します	保険料引落口座のお手続きをお願いします。**ゆうちょ銀行か九州労働金庫** 上記口座をお持ちでない場合は、毎月郵便局での払込取扱票を送付します。 再任用ご希望で給与引きが可能な所属所勤務の場合は、ご連絡ください **●学校生協の「退職組合員申込書」継続をご提出ください。**
	グループ共済・きずなを 継続しません	⇒2027 年3月末で全部解約（脱退）となります。 ※2027 年1月～3 月の保険期間分の配当金の還付はありません。 **●学校生協の「脱退届兼出資金払戻請求書」脱退をご提出ください。**

《グループ共済・きずな各制度の退職後のお取り扱いについて》

●グループ共済制度は学校生協団体扱いで最長 75 歳まで継続することができます。
　退職後継続を選択した場合、2027 年 12 月末まで加入となります。

●今後、更新の案内はご自宅へお届けいたします。【2027 年 8 月中旬頃（予定）】
　再任用で勤務される方で生協へ連絡があった方へは、所属所へ更新案内が届けられます。

連絡フォームでの回答はこちらから

※「就業不能サポート制度」「所得補償制度」「健康づくりサポート」は退職後継続できません。⇒2027 年3月末にて脱退となります。

※退職後の継続は、補償の増額の変更はできません。（減額・解約可）

※制度内容等詳細については、パンフレットをご一読ください。

【お問合わせ先】鹿児島県学校生活協同組合　〒892-0852 鹿児島市下竜尾町3番１号
グループ共済担当　TEL:099-225-2666